

# 福岡県公報

平成二十三年二月十四日  
第三千二百十八号  
増刊 ①

## 目次

告示 (第三百号)

福岡県農業改良資金貸付規程を廃止する告示

(団体指導課) …………… 一

## 告示

福岡県告示第三百号

福岡県農業改良資金貸付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成二十三年二月十四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県農業改良資金貸付規程を廃止する告示

福岡県農業改良資金貸付規程 (平成十四年九月福岡県告示第千五百五十五号) は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に、この告示による廃止前の福岡県農業改良資金貸付規程により貸付を決定し、又は貸付資格の認定の申請があった貸付金については、なお従前の例による。この場合において、同規程第一条の規定の適用については、同条中「県は、農業改良資金助成法 (昭和三十一年法律第百二号。以下「法」という。)、農業改良資金助成法施行令 (昭和三十一年政令第百三十一号。以下「令」という。)、農業改良資金助成法施行規則 (平成十四年農林水産省令第五十七号。以下「規則」という。)、農業改良資金制度運用基本要綱 (平成十四年七月九日付け十四経営第千九百三十

一号農林水産事務次官依命通知) 及び農業経営改善関係資金基本要綱 (平成十四年七月一日付け十四経営第千七百四号農林水産事務次官依命通知。以下「資金基本要綱」という。)」とあるのは、「県は、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律 (平成二十二年法律第二十三号) による改正前の農業改良資金助成法 (昭和三十一年法律第百二号。以下「法」という。)、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (平成二十二年政令第百二十七号) による改正前の農業改良資金助成法施行令 (昭和三十一年政令第百三十一号。以下「令」という。)、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令 (平成二十二年農林水産省令第三十六号) による改正前の農業改良資金助成法施行規則 (平成十四年農林水産省令第五十七号。以下「規則」という。)、農業改良資金制度運用基本要綱の一部改正について (平成二十二年八月十三日付け二十二経営第千三百八十七号農林水産事務次官依命通知) による改正前の農業改良資金制度運用基本要綱 (平成十四年七月九日付け十四経営第千九百三十一号農林水産事務次官依命通知) 及び農業経営改善関係資金基本要綱の一部改正について (平成二十二年八月十三日付け二十二経営第千五百四十五号農林水産事務次官依命通知) による改正前の農業経営改善関係資金基本要綱 (平成十四年七月一日付け十四経営第千七百四号農林水産事務次官依命通知。以下「資金基本要綱」という。)」とする。

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
〔作成〕 〒812-0041 福岡市博多区吉塚8丁目2番15号

福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3030)  
株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)